

社労士



ふくしま



小峰城 (写真提供：(公財)白河観光物産協会)

- ご挨拶
- 研修会を受講して
- リレー随想



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長あいさつ.....	3	情報・一番	
新年あいさつ.....	5	・協定の締結、復興支援講演会	16
研修会.....	10	・日本年金機構「わたしと年金」エッセイ	18
高校生支援セミナー.....	14	新入会員紹介.....	21
リレー随想.....	15	支部だより.....	23
		会員異動状況.....	27
		編集後記.....	29

表紙説明

「冬の小峰城」

奥州関門の名城と謳われた小峰城は、結城親朝が興国・正平年間に小峰ヶ岡に城を構えたことにはじまり、寛永9年に丹羽長重が4年の歳月を費やして完成させた梯郭式の平山城です。

戊辰戦争で一部焼失しましたが、平成3年に三重櫓、平成6年に前御門が木造で忠実に復元され、四季折々に見せる美しい姿は白河市のシンボルとして多くの人々に親しまれています。





会長挨拶

福島県社会保険労務士会

会長 荒戸 宏 行

新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年6月の総会后、新執行部となりましたが、理事をはじめ、会員のみなさんのご協力のもと順調に会務が執行していることに感謝申し上げます。

昨年10月の総選挙により現安倍政権が国民の信任を得たことにより今年度は、「働き方改革」「人づくり革命」にさらなる拍車がかかると思われます。

とくに「働き方改革」においては、大きく3つの柱を掲げています。

1つ目は、「時間外労働の上限規制を見据えた長時間労働の抑制」、2つ目は、「同一労働同一賃金を踏まえた非正規社員の待遇改善」そして3つ目が「仕事と家庭の両立支援」であります。これらどれをとっても我々社会保険労務士の仕事と密接にかかわっております。このことを受けて本会（「福島県社会保険労務士会」をいう）では、昨年の理事会において、厚生労働省福島労働局と推進連携協定書を締結する採択をし、去る平成30年1月24日に推進連携協定を締結したところであります。この厚生労働省福島労働局との協定は、全国で初めてとなります。協定書の主な内容は、県内の企業に対し、働き方改革に関する内容の周知及び企業の取り組み事例等の情報の共有及び発信をすること。労働、雇用の面から福島県の復興支援に関する情報の周知と取り組み事例の情報の共有と発信に関すること。労働環境の改善に関する事項に係る福島労働局の施策の周知に関すること、で

あります。この協定に基づき同日に共同宣言を行い、協定の趣旨について広く県民に発信したところです。また、今後の取り組みといたしましては、被災者支援の無料相談会（福島県社労士会総合相談所での相談会）において適宜福島労働局より資料等の提供をいただきます。さらに労働環境改善業務検討会（仮称）を設置し、相互の業務に係る改善意見について、合同で検討することとしております。

さて、本年は、社会保険労務士制度創設50年という大きな節目を迎えます。

50年という歴史を創られた諸先輩に対し、心より敬意を表し感謝を申し上げるところです。そこで、本年11月20日に福島市内の「福島テルサ」及び「サンパレス福島」において記念講演及び式典、レセプションを開催する運びとなりました。記念講演は、教育評論家の尾木直樹氏にお願いいたしました。本会では、平成15年から延べ30,000人を超える県立高校の生徒さんたちへ労働法や社会保障についてセミナーを行ってきました。将来を担う福島県の若者に教育業界の第一線で活躍される尾木氏からメッセージをいただきたく講演を依頼いたしました。

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故よりも早く7年が経とうとしています。被災県福島で生きる若者に元気なメッセージをいただきたいと思います。講演には、会員を含め400名の聴講者を予定しております。福島県教育委員会等教育機関を通してお子さんをもっている親御さん、学校の先生、教職員の

方々にも聴講いただきたく広報を展開していきます。会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また記念式典においては、先人の社労士の先生方に感謝の意を表するとともに県民の皆様へ是非社労士を知っていただく大きな機会としたいと思います。

今年度は、残すところあと2か月足らずですが、冒頭で触れたとおり、3回の研修会、(第3回の研修会は、2/26開催予定)、2回の社労士会総合相談所主催の研修会、新入会員研修会、社労士会労働紛争解決センター福島主催の研修会(3月上旬開催予定)等々会員の資質向上のための研修会を開催することができました。

次年度についても会の大きな柱の一つとして
会員の資質向上のための研修事業を継続すべく
さらに質の高い研修を開催してゆきたいと考
えております。

そして今年度同様社労士の地位向上のための事業、多くの企業等に社労士を活用してもらうべく広報活動を展開してゆきます。

会員皆様のご協力、ご理解を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、本年が会員皆様にとりまして幸多き飛躍の1年になりますよう心よりご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成30年1月24日 福島労働局と福島県社会保険労務士会が『新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定』を締結



穴戸社労士会長と島浦労働局長

協定書

新生ふくしま
「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」
推進連携協定

国史系社会経済史部会(以下「甲」)及び厚生労働省病名分類部(以下「乙」)という。甲が推進する「人を大切にすることづくり」、乙が推進する「能力ある職場づくり」に同じ、相互の連携を強化することについて、改めてより協定を締結する。

(合計)

第1条 本協定は、本条においては種族平等の促進及び雇用均等、中小企業等の育成、技術革新の促進、甲及び乙が相互に提携を強化することにより、競争を激化、労働環境の改善等に取組む企業を支援することを目的とする。

連續序10

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次の事項について取り組むものとする。

- 理の性質の形成過程の要因に関すること。
 ①非正統協用の処理過程
 ②意見引上げと意思決定係上の差
 ③時系列データの検証
 ④協力の準備、手立て、合意前と仕事との関係、障害者の状況
 ⑤家族、外部の人材資源を必要とする下位の関係整備
 ⑥両者の状況認識
 2 労働：集団の中心からの協働者の役割の性質に関するもの。協働者に係る労働者の場合の知識の活用事例の検証の意義が更に明らかになること。
 ①協働者の協力のための知識と意思の伝達
 ②意思伝達等人材不足を分析、克服における協働者の役割
 ③安全の責任の確保
 ④協働関係の確立

- 3 労働関係の改善に資する次の事項に係る乙の提案の可否に答えること。
- (1) 労働関係改善の電子化の推進
 - (2) 労働災害防止対策の推進
 - (3) 安全衛生教育の推進
- ※「ハラスメント防止対策の推進」
- 4 乙の提案決定の目的に添えること。

(編纂の事情)

第3条 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な売買事項は、1回では、甲乙合意の上決定する。

(協定)を差し

第4条 平又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た時は、その協定協議の上、必要な変更を行うものとする。

(附定例事約)

第5条 本又はそのいずれかが、この協定の解釈を争ひを生じ得る。争ひが生じたときは、争ひが生じた日から起算して三ヶ月以内に書面によって相手方を通じて通知することにより、この協定を締結したものとす。

(煤炭工业部)

第百条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めらるる事項に關し發表者が生じたときは、甲乙両者をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この決定の経路を証するため、本書の通を作成し、甲乙を相互に裏書の上、各自の通を保有するものとする。

干枝 30 条 1 磅 2.40



1



新年のご挨拶

福島労働局

局長 島 浦 幸 夫

新年を迎え、皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日頃より労働行政の推進に多大のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、日頃より福島県における企業の労務管理水準・安全衛生管理水準の向上にご尽力いただいておりますこと、加えて、最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業、非正規雇用労働者待遇改善支援事業など国が委託する事業の運営についてもご協力を頂戴しておりますことに、改めて深く敬意を表する次第です。

さて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、7年が過ぎようとしております。皆様のご尽力により、着実に福島の復興が進んでおりますが、今なお5万2千人の方々が県内外で避難生活を余儀なくされております。

このような県内状況の中、昨年の雇用失業情勢は、改善の動きは緩やかになっているものの、求人数（企業の採用意欲）は高水準で推移してきたところですが、求職者数は減少傾向にあり、有効求人倍率も平成26年2月以降1.3倍以上の高い水準が続いております。

また、県内の新規学卒者の就職も順調に推移し、高卒者の内定率は昨年11月末現在で92.6%と、過去29年間で最高となっています。

人口減少、人手不足等の中、福島の復興・再生を持続的に進めるためには、人材の維持・定

着・確保が極めて重要であり、そのためには、それぞれの企業が「魅力ある職場づくり」（働き方改革）に向けて、継続した取組を行うことが益々重要となっており、当局におきましても、最重要の政策課題として推進しているところです。

こうした状況の中、「人を大切にする企業づくり」を推進する貴会と「魅力ある職場づくり」を推進する福島労働局は、働き方改革や福島県の復興支援の取組等について相互の連携強化を図るため、「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」を締結することで合意し、1月24日に、福島労働局において、協定締結式を行いました。これまでも連携して様々な取組を実施してきた訳ですが、協定を締結できたことにより、当事者間における連携する内容等の明確化が更に図られ、取組を進めていく上での認識を共有できました。非常に意義のあることだと思っています。連携による取組の効果を受け取るのは県内労使であり、労使から評価を頂けるようお互いに全力を尽くしたいと思います。

本県の復興にとっても非常に重要な「働き方改革」を内容とする都道府県労働局と県社会保険労務士会との連携協定の締結は、全国で初めてとなります。加えて、労働、雇用の面からの復興支援並びに労働環境の改善についても、連携事項とすることができました。

また、同日、この協定に基づく今後の連携取組について共同宣言を行い、協定の趣旨を広く

県民に発信したところです。

今後は、この協定に基づき、定期的に協議を行い、セミナーの共同開催やそれぞれが主催するセミナーの相互協力、貴会が実施する会員向け勉強会への講師派遣、相互の機関紙やホームページ等による情報発信などについて、連携して実施していくこととしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、当局が最重点に掲げる、もう一つの課題として、県内で廃炉、除染、中間貯蔵施設への運搬等の作業に従事する労働者が安心・安全に働くことができるよう、放射線管理を始めとする安全・健康の確保対策や労働条件の確保対策の推進があります。

これらの作業に携わるすべての人々のいのちと健康が確保された上で、復興が進んでいかなければなりませんし、これらの人々の健康が確保されていること自体が復興が進んでいることに他なりません。

震災以降に増加し被災者数が2,000人を超えていた労働災害は、関係者のご努力により減少しており、平成27年には2,000人を切りました。また、昨年については、第三次産業で増加したものの全産業では減少となる見込みです。

労働災害による死亡者数についても、皆様のご努力のおかげで、昨年と同様に減少で推移しているところです。

今年は、2018年（平成30年度）を初年度とする5か年の第13次労働災害防止計画が策定される予定です。当局としても、県内状況を踏まえた福島版の第13次労働災害防止計画を策定することとしています。策定した際には、計画に示した目標を必ず達成できるよう労働災害防止対策を着実に推進していく所存ですので、貴会並びに会員の社会保険労務士の皆様におかれましては、この計画についてご理解とご協力をお願い

いたします。

昨年、厚生労働省に置かれている労働政策審議会において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」要綱について、おおむね妥当との答申がなされました。今後、法律案は国会での審議ということになるかと思えます。

関係法律とは、①労働基準法、②じん肺法、③雇用対策法、④労働安全衛生法、⑤労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の確保等に関する法律（労働者派遣法）、⑥労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、⑦短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート法）、⑧労働契約法、の8本の法律を指します。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革が益々重要となります。会員の皆様には、労務管理の専門家としてのお立場から、これらの法律の動向について承知いただくとともに、県内企業に対する的確なアドバイスをよろしくお願い申し上げます。

福島労働局は、本年も、福島の復興・再生を雇用・労働の面から支え、後押しをすべく、労基署、ハローワークと一丸となって、全力で効果的な対策を推進してまいります。皆様には、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、平成30年が皆様にとって幸多い明るい一年となりますこと、並びに貴会の益々ご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

日本年金機構

東北福島年金事務所 所長 根本 武 明

平成30年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日頃から社会保険事業をはじめ当機構の円滑な事業運営に、格別なご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

去年は、取り扱いが延期となっていましたマイナンバーについて、政府より個人情報検査委員会の検査確認により承認いただき、平成29年1月より順次マイナンバーの取り扱いを開始しました。市町村などの関係機関とは1年遅れての対応となりご不便をおかけすることに、会員の皆様にはご理解をいただき誠にありがとうございました。

平成30年3月からは本格稼働となるとともに、昨年11月の政令公布により平成31年からは税務署・市町村・労働等、関係機関との情報連携を図り、添付書類の簡素化など更なるサービス向上に向けて取り組んでいくこととしております。

さて、今年度は、平成28年10月より実施となりました短時間労働者の厚生年金保険への加入条件の緩和措置が、平成29年4月からは更なる緩和措置により労使合意を前提として中小企業などすべての企業で加入できるようになりました。会員の皆様には、新たな加入事業所の手続きや周知広報にご協力いただき誠にありがとうございます。今後とも引き続き緩和措置の内容についての周知広報、加入案内についてご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、昨年8月からは年金受給資格期間が25年から10年に短縮されました。受給資格期間が10年以上ある皆様にはお知らせを送付するとともに、平成29年3月より年金請求書の事前受付を行いました。29年11月末には全国の年金事務所等で受付た年金請求書が52万件となっています。福島県社会保険労務士会におきましては年金相談業務をはじめとして多大なるご協力をいただき誠にありがとうございました。29年12月より受給資格期間が10年未満の対象の皆様についてもお知らせを送付しておりますので、引き続きのご理解のほどよろしくお願いいたします。

日本年金機構では、適用、徴収、年金給付、相談等の基幹業務について取り組みを強化しており、特に、厚生年金保険等の未適用事業所の適用促進につきましては、重要課題として取り組んでおります。

つきましては、事業所の適用促進並びに加入手続きなど厚生年金保険等の事業運営につきまして、会員の皆様には、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

末筆ながら、本年が、皆様方にとりまして実りある年となることをご祈念いたしまして、年頭のごあいさついたします。

平成30年 元旦



新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

支部長 齋藤 博典

新年あけましておめでとうございます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆様には、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、協会けんぽは昨年10月で設立から10年目を迎えましたが、福島支部では9月末現在で事業所数が34千、加入者数が674千人と過去最高を記録しています。

顧みますと、平成29年には、マイナンバー（個人番号）の記載欄が1月から各種申請書に設けられたのを皮切りに、情報連携の本格運用が11月に開始されています。

また、郵送による申請書等の提出をお願いしていましたが、届出書・申請書作成支援サービスの運用開始（9月）や、健康保険限度額適用認定証・高額療養費の申請に関する手続き勧奨などにより、12月の郵送受付率は87%に達しています。

また、5月より実施した健康保険の被扶養者資格再確認については90%の実績を上げております。

さらに、福島県の様々な健康課題を解決するために27年度からスタートした「健康事業所宣言」事業については、昨年12月末現在で809社に取り組んでいただいているほか、「ふくしま健康づくり優良事業所認証」をスタートさせ今年度は101社を認定させていただきました。

これらの各種事業に対する貴会のご協力に感謝を申し上げます。

さて、平成30年度は、協会けんぽの中期経営計画である「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」が新しくスタートすることになりますが、協会けんぽの基本理念は変わらないものの、成果を見据えた目標を重要業績評価指標（KPI）として掲げ、その達成に向けて一丸となって努力してまいります。これは、30年度より支部ごとの実績により高齢者支援金の負担に差をつけるインセンティブ（報奨金）制度が本格的導入されることから極めて重要な目標です。

これらの弊協会事業の推進に関しまして、事業主・加入者の皆様の良き相談役であり社会保険実務の専門家である皆様には、是非ともお力添えをいただければと考えておりますので、これまで以上のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の福島県社会保険労務士会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会

会長 大西 健 造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

宍戸宏行会長をはじめ、福島県会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、九州北部での記録的豪雨による洪水災害をはじめ、各地において台風による風水害が発生しました。また、東日本大震災等においては、被災地では今も多くの方々が不便な生活を余儀なくされております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本年は、社労士制度創設50周年を迎えますが、未来に向けた第一歩を踏み出す記念すべき年でもあります。社労士制度は、戦後の高度経済成長期に、複雑化する労働社会保険諸法令の諸手続き及び労務管理の相談指導の業務を通じて、事業主の責任と義務並びに働く人たちとその家族の権利と義務について役割を果たす国家資格者の制度として創設されました。以後、8回にわたる法改正を実現し、今日、このように制度の発展を遂げることができたのです。そして、会員の皆様のご尽力により、労働社会保険諸法令に関する専門家として、国民から信頼を得て社会的地位を高めることができました。

政府は一億総活躍プラン及び働き方改革の柱に女性、高齢者、障害者等が積極的に働くことのできる環境づくり、長時間労働の抑制、育児、介護、病気の治療との両立支援など多岐にわたる施策を掲げています。これを受けて、連合会では、昨年6月5日の理事会において、働き方

改革に関する政府等関係各機関からの協力要請に迅速に対応し、国民の利便性向上を図るべく積極的に情報発信を行うなど、労働環境の改善に寄与する取組みを進めることを旨とする「働き方改革支援宣言」を採択し、その具体的な取組みとして「労務診断ドック」を展開いたしました。働き方改革の内容は、まさに私ども社労士が日頃から取り組んでいる労務管理にかかわるものであり、労務管理の専門家として期待に応えることができるものと考えております。

連合会では、この大きな節目の年を迎えるにあたり、今一度、制度の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」を図り、未来に向かって、国民一人ひとりが安心して働き暮らすことができる「人を大切にする企業」づくりの支援と、「人を大切にする社会」の実現を目指して、都道府県会並びに全国4万人の会員の皆様と一丸となり各種事業に取り組んでまいります。

そのため、連合会では制度創設50周年の記念事業はもとより、引き続き社労士の業域確保・拡大を図るための施策を講ずるとともに、社会貢献、広報及び国際化等全ての事業において、50周年そしてその先の制度発展を実現するための礎となる事業を展開してまいります。

皆様方におかれましては、ますますのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりますが、本年が皆様にとりまして実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



「平成29年度第2回研修会」を受講して

遠 藤 俊 博 (会津支部)

平成29年度第2回研修会が、10月12日に福島市のホテル福島グリーンパレスにおいて開催されました。社労士となり初めての研修会ということで少々緊張しましたが、どのような講座が行われるのであろうと楽しみに思いながら参加しました。

初めに行われたのは、労働保険事務組合に関する講座で、講師である根本先生からはその制度について、吉田先生からはその許可申請についての内容でした。労働保険事務組合は、私自身、興味のある分野であり、特に、吉田先生がお話になった、実際にご自分の労働保険事務組合を作られた際の経験談や、その際に作成された資料については、活きた資料として大変に参考になりました。

続いての講座に移る前に、宍戸会長から職業倫理についての講話がありました。とあるHP上にあった内容が大きな社会問題となったことは、周知のことと思いますが、このことは、インターネットが大きな影響力を持つことを背景として、その中で業務拡大のためには手段を選ばず、いわゆる「言ったモン勝ち」というような風潮を生み出しているためだと思われます。これらの内容に関して、宍戸会長の話された「たとえ一個人の発信でも、社労士会全体に影響」し、「社会の信頼に応える、誠実で品位ある」行動を起こすことが、正に、社会において社労士が社労士としてその存在意義を見出すことのできる手段であると思いました。私も、常にこの点に注意しながら活動していかなければなら

ないと思いました。

次に行われたのは、赤津先生による「人も企業も活きる賃金・人事制度改革の具体的方法」と題された講座でした。社会全体として、従来行われてきた終身雇用制や年功序列制の崩壊、それに伴う中途採用の拡大、更に少子高齢化による労働人口の減少など、労働に関わる環境が変化していく中で、会社と従業員がウィン・ウィンの関係となるためにはどうすればいいかということのを、「賃金」を中心としてお話をされていました。

今回の赤津先生の講座では、賃金に特化した内容であったように思われましたが、私は、実際に見直す場合においては、賃金に加え、労働時間や休暇、職場環境など総合的な観点が必要であり、これこそが社労士として本分たる業務内容であると思いました。今後、それら全ての要素を含めた改善の提案ができ、そのことにより、会社とそこで働く従業員の両方にとってよりよい仕組みを作るお手伝いができるようになりたいと思いました。

最後に、初めて参加した今回の研修会は、私にとって、とても有意義なものとなりました。ありがとうございました。



講師：赤津 雅彦 氏



福島県社労士会総合相談所 第1回研修会を受講して

岡 崎 紀 雄 (福島支部)

平成29年9月22日に福島市において「県社労士会総合相談所第1回研修会」があり、多くの方が受講されました。

最初のテーマは、労働者側で労働問題を数多く取り扱っている弁護士の新村先生による「ハラスメント（マタハラ）問題について」です。「マタハラの背景は、性別役割分業と長時間労働の問題にある」に始まり、マタハラにかかる相談の状況とその実態の説明、関連する法律や指針等の制度の内容と違法性についての解説がされました。そして、マタハラが起きた場合、企業としての法的責任が問われることに言及されました。法律では、労働基準法を始め、育児法、均等法等結構多くの権利行使のための条文があることを改めて認識した次第です。また、過去の裁判例の紹介もあり、行政側もその裁判例をふまえた通達を発し、マタハラ防止のための方策を打ち出してきました。

このマタハラ防止のため、企業自身の取り組み（①意識改革、②長時間労働からの脱却やジョブシェアリング、コミュニケーション、女性の活躍推進法の活用による働き方改革・環境の整備等）が最も重要ですが、企業の制度整備（就業規則、相談窓口、対策方針作成とその周知等）と企業の身近でアドバイス可能な社労士の存在と役割は重要であるとのことでした。

社労士の役割は、今まで以上に重要なものと感じました。マタハラは女性の問題だけではなく男性の問題でもあることを踏まえ、様々な機会を利用して、防止のために一丸となり、労働

環境の向上に努め、社会の意識も変えなければならないと強く感じました。

何よりも社労士自身がマタハラをはじめとするハラスメント問題に関して理解と認識を深め、対応することが大事であると感じております。

2番目は、会津支部の菅沼先生による「障害認定日の特例について、精神障害と身体障害の事例」というテーマでした。一つ目は障害にかかる初診日は何時になるかというもので、事例を挙げ説明を受けました。かなり過去まで遡る事例だったので、苦勞されたということで、当然、初診日が障害認定日の基準となるので非常に参考になりました。二つ目は、精神障害の事例で、等級判定ガイドラインにより具体的に説明がありました。三つ目は上肢と下肢の障害によるもので微妙なケースでした。いずれも障害の認定にかかるポイントがわかりやすい説明で、認定を受ける困難さが理解できるものでした。また、認定医によっても認定がバラツキもあるのではないかという話もありました。

以上、2つのテーマを聞いて、社労士の使命感について深く意識すると共に、改めて研鑽を積む必要性を感じました。



講師：新村 響子 弁護士



倫理研修を受講して

渡 部 翔 太 (会津支部)

昨年11月17日、ビッグパレットふくしまにて開催された倫理研修に出席しました。これまでも特定研修等で社会保険労務士の職業倫理について考える機会は何度かありましたが、どの設例も倫理違反となるかどうかの判断に迷うようなものが多く、いざ自分が職業倫理を問われるような場面に直面した時、まだ知識も経験も浅い自分に正しい対応ができるのか不安に感じておりました。そんな心境の中、初めての倫理研修という事もあり、緊張して今回の研修に臨みました。

研修の内容としましては、武田業務委員長によるDVDを用いた職業倫理の講義、設例についてのグループディスカッション、設例の解説という流れでした。その中で特に印象に残っているのが、グループディスカッションです。

グループディスカッションでは、課題として出題された設例2問を中心に、時間の許す限り討議を行いました。グループは世代が異なる会員で構成されていた為、様々な観点からの意見が出ました。設例の1つ目は「社会保険労務士による誇大広告」、2つ目は「公務中の仕事がきっかけとなり依頼を受けた業務」についての討議でしたが、倫理規定以外にも景品表示法等の諸法令に抵触する危険性があること、実際に設例のような経験をした会員がどのように対応したか、別のポイントから設例を考えた時に結論がどう変わってくるか等とても充実した討議でした。また、倫理問題に直面した時にどう対応するのかではなく、そもそも倫理問題にぶつ

からない為に、どのような予防法を採っているのかを説明してくれるベテランの先輩もいらしたので大変勉強になりました。その後の設例の解説では、他のグループの討議内容が発表され、多様な観点からの考え方を参考にできました。

社労士の職業倫理に掲げられている4つの事項の中でも、「誠実に業務を行うこと。」を私は特に重視しています。私見ですが、社会保険労務士という職業の役割は、労働社会保険諸法令を民間に浸透させることだと考えています。これは法律を実効的なものとする為に重要な役割であり、その役割を果たす為に「誠実に業務を行うこと」は特に遵守しなければならないと思っています。

今回具体的に職業倫理の事例を学ぶことができましたので、日常業務の中でも以前より敏感に倫理問題に反応できるようになったのではないかと思います。そして実際に倫理問題に直面した時には、一つの観点から問題を結論づけるのではなく、他の観点からも同じ結論になるのか、結論が異なる場合どちらの考えを採るのか、個別的に比較衡量して倫理問題と付き合っていこうと思います。

初めての倫理研修でしたが、学ぶことが多く、とても充実した研修でした。武田業務委員長はじめ研修会をご準備頂きました皆様、ありがとうございました。

地協3号業務研修会（11月9日～10日）を受講して

柴田光子（郡山支部）

去る平成29年11月9日～10日の2日間、山形市のホテルメトロポリタン山形において、平成29年度北海道・東北地域協議会3号業務研修会が開催されました。

一日目の研修は、中小企業診断士の福島正人先生による「働き方改革実現に向けて」と題し、社内コミュニケーションと労働生産性向上についての内容でした。その中で「働き方改革」については、次のような説明がありました。

1 長時間労働を是正すれば、ワークライフバランスが改善し、女性や高齢者の就業率が高まれば労働参加率の向上に結び付く。

また、経営者は、労働者にどのように働いてもらうかに関心を高めることで、単位時間当たりの労働生産性向上につながる。

2 正規、非正規社員の格差をなくし、自己の能力が評価されることにより、労働者のモチベーションが高まり労働生産性の向上につながる。

3 ライフステージに合った働き方が選択できることで、自らのキャリア設計可能となり、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上に寄与できる。

国の施策の「働き方改革」が理解できないでおりましたが、この講義で凡そ理解することができました。

次に「働き方改革」の実現に向けての方法として、業務効率化のポイントの1つである会議の効率化は、一に会議の目的・ゴールの明確化。二にファシリテーションスキルの向上を意識的

に行う。この講義は、大変興味深いものでした。また、コンセンサス演習によるコミュニケーション研修は、多くの方々との意見交換ができた大変参考になりました。

二日目は、弁護士の向井蘭先生による「働き方改革 社労士の労務管理実務への影響」と題して、平成29年9月15日に公開された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について講義していただきました。現状は、労働者の働き方の意識が変化していくのに対して、中小企業の事業主の労働者に対する意識が変っていないこと。その意識の格差が労働問題となり、顕在化する可能性が高まってきたこと。そこで、解決策の「働き方改革」である「同一労働同一賃金」「未払い残業代」「長時間労働規制」に関する実例、判例に基づき講義していただきました。今後、各企業が職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度を、労使の話し合いにより可能な限り速やかに構築していくことが、「同一労働同一賃金」の実現には望ましいとしています。「働き方改革」の概要を理解することができ有意義な研修でした。

今後も社労士として日々の業務に精励し、知識の集積のため研鑽していきたいと思いをします。



高校生支援セミナーを実施して

牧 野 祐 一 (いわき支部)

平成29年11月22日(水)に、県立修明高校鮫川校の3年生9名に対して「社会保障制度、働くときのルール等」というテーマで実施しました。その際の様子やアンケート結果、そして私の感想等をご紹介します。

まず、実施前に担当教諭と打合せを行いました。教諭の希望は、「求人票の見方を説明して欲しい」とのことでした。そこで、当日は生徒自身の内定企業の求人票を事前準備させて各項目の意味や留意すべき点、等を説明しました。

説明資料は、連合会制作「働くときの基礎知識」冊子を生徒全員に配布しました。その他、県会標準パワポ資料を活用しつつ、〇×クイズや最低賃金パンフレット(福島と東京の違い)等を追加して飽きさせない工夫をしたつもりです。〇×クイズは、「バイト面接時に『働きぶりを見て時給を決める』と言われた。〇か×か?」等の4問を出題しました。全問正解者は約半数で、働く上での基礎知識が知られていない状況でした。ただ、「働くときの基礎知識」冊子が生徒の手元に残るため、非常に有効だと考えられます。

授業の最後には、ユーチューブ(YouTube)の「レジ打ちの女性」を上映しました。この動画は、なかなか定職に付けない若者が苦労しながらも、働く喜びを見つけるお話です。今どきの生徒達なので、娯楽以外のユーチューブが珍しかったのか最後まで集中して(寝ることなく)観てくれたようです。

また、学校へのお土産として以下2冊を提供し、卒業までに全員で回し読むように伝えました。この冊子は、ハローワークで入手可能なため、顧問先の新入社員向けの研修等にも活用出来るかも知れません。

- ・「これってあり? まんが知って役立つ労働法Q&A」(厚生労働省 発行)
- ・「働く女性のお助けハンドブック」(福島県商工労働部雇用労政課 発行)

私に続いて、福島民報社の18歳選挙権講座が

行われました。翌日の民報新聞記事には、「18歳選挙権」の出前講座を福島民報社で随時受付中、と紹介されていました。我々社労士も、県会HP等で高校生支援セミナー実績等を紹介することにより、授業数の増加や社労士PRの一助になるのではないかと感じました。

最後に、生徒2名と教諭のアンケートをご紹介します(原文を一部抜粋)。

生徒①「これから生きていくのに必要な事が学べた時間でした。」、②「新聞を読んで世の流れを知る、そして選挙に行きたいと思いました。」

教 諭「学校で指導が行き届いていなかった保険についても詳しくご説明いただいたり、実際に自分が働く会社の求人票をもとに各項目を解説していただき、生徒のみならず、教員も大変参考になりました。」

私自身の感想としては、学生との関わりは新鮮で社労士知識を初めて知った当時の初心に帰る良い機会となっています。なお、当日の授業写真が学校HPに掲載済ですので、ぜひ検索してご覧下さい。

修明高校ホームページ「高校生支援セミナー」より

修明高校で講義する
牧野会員



講義風景



福島民報社による講義
「18歳からの選挙権」





真 船 あ い (白河支部)



私が最近上手になりたいと
思っているもの、それは「燻
製づくり」です。

数年前から時折キャンプに
行くようになり、カレーを
作ったりバーベキューを楽し
んでいました。自然のなかでワイワイ食べる食
事は、どんなものも美味しく感じられ、キャン
プでの楽しみの一つです。

半年ほど前のある日、ホームセンターに買い
物に行った際に偶然見つけたのが自家製の燻製
が作れるスモーカーセットでした。「アウトド
アやお庭で美味しい燻製づくり」との魅力的な
言葉が外箱に踊ります。円筒のスモーカーの中
に食材とチップを入れてコンロで加熱すると、
あっという間に美味しい燻製が出来るとのこと
で、スモーカーのお値段は魅力的な1,980円。
キャンプ場で自家製の燻製に舌鼓をうち、それ
を肴にお酒を飲む姿までもが思い浮かび、私は
スモーカーを買うことを即決しました。

キャンプまで待ちきれずに、家に帰って早速
ベランダで燻製づくりに取り掛かります。

美味しい燻製が作れる食材としてインター
ネットで調べて買ってきたのは、ウインナー、
シシモ、ナッツ、ゆでダコ。

食材の水分をふき取り、スモーカーの網にウ
インナー乗せます。シシモはフックで吊り下
げて準備完了。サクラのチップを底に敷き詰め
てコンロに着火したら温度計を見ながら、色づ
くまで加熱します。すぐにチップのいい香りが
漂い、見ているだけで心はワクワク、燻製が
出来上がるのを待つ時間は心が躍ります。

待つこと20分、第一号の燻製が出来上がりま
した。ウインナーとシシモは茶色く色づき、
見るからに食欲をそそられます。熱々のうちに

食べるとサクラの香りが鼻にぬけてとても美
味。想像していたよりも強い香りで、ガツンと
パンチの効いた燻製ですが、第一号としては大
成功の出来映えとなりました。続いてナッツを
燻製しましたが、食べてびっくり、こちらは全
く燻製の香りがしません。レシピには、「香り
高い燻製ナッツに食べる手が止まらない」と記
載があったのですが、なぜか燻製の香りは全く
しない湿気ったナッツに食べる手も止まりがち
という「不思議なあたたかいナッツ」が出来上
がりました。最後にゆでダコから作ったタコの
燻製は、下処理と表面の乾燥が足りなかったよ
うで、煙の苦味で舌がしびれるような強烈な燻
製ダコに変身していました。

燻製づくり、楽しいながらもなかなか奥が深
いようです。一瞬で美味しくなる食材もあれ
ば、下処理が足りなければ煙の苦味ばかりが
残ってしまうもの、逆に香りがつかないものも
あり、驚きの連続です。さつま揚げ、チーズな
ど、いろいろな食材を試すのも楽しく、チップ
の種類や燻製する時間を変えてみることで毎回
変わる風味に驚き、燻製づくりの魅力は尽きま
せん。

初回の失敗以来、ナッツとゆでダコにはまだ
再挑戦していないのですが、いつか美味しい自
家製「燻製ナッツ」と「タコ燻」で美味しいお
酒を飲むのが私の密かな目標です。

(次回のリレー随想は佐久間哲さん(福島支部)
です。)



「情報・一番」

福島労働局と『新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定』を締結

平成30年1月24日(水)に社労士会が推進する「人を大切にする企業づくり」、労働局が推進する「魅力ある職場づくり」に関し、以下の内容について相互の連携を強化することについて『新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定』を締結しました。(協定書は、4ページをご覧ください。)

1. 働き方改革に関する企業への周知及び企業における取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。
2. 労働、雇用の面からの福島県の復興支援に関する企業への周知及び取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。
3. 労働環境の改善に関する福島労働局の施

策の周知に関すること。

4. その他本協定の目的に資すること。

なお、この協定に基づき福島県における「働き方改革」等を推進するため、相互が連携して以下の取り組みを行うこととしました。

- ・共同宣言(平成30年1月24日)
- ・無期転換ルール研修会の開催
- ・被災者支援無料相談会の開催協力
- ・労働環境改善業務検討会(仮称)の設置
- ・定期協議の開催

セミナーの共同開催及び相互協力、社労士会会員向け勉強会への講師派遣、相互の機関紙やホームページ等による情報発信



後列左から：

白岩理事、菅野理事、蓬田常任理事、村山理事、佐川常任理事、佐藤雇用環境・均等室長、渡邊職業安定部長、伊東職業安定課長、安田監督課長

前列左から：

大橋副会長、吉田副会長、穴戸会長、島浦局長、金谷総務部長、川又労働基準部長

福島県社会保険労務士会・福島労働局 共同宣言

福島県社会保険労務士会と厚生労働省福島労働局は、本日、

「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定』を締結しました。
福島県社会保険労務士会と厚生労働省福島労働局は、この協定に基づき、福島県における「働き方改革」等を推進するため、相互が連携して以下のとおり取り組めます。

1. 福島県社会保険労務士会は、「働き方改革」に関し、福島労働局をはじめとする関係機関からの協力要請に迅速に対応し、福島県民及び県内企業の利益増進を図るべく、積極的に情報発信を行います。

2. 福島労働局は、「働き方改革」に関し、最新の情報を福島県社会保険労務士会に提供し、同会会員の社会保険労務士を通じて、福島県内企業への普及・啓発活動や働きかけを進めます。

3. このほか、福島県社会保険労務士会と厚生労働省福島労働局は、相互に連携し、福島県内の「働き方改革」及び「復興支援」を推進します。

平成 30 年 1 月 24 日

福島県社会保険労務士会

厚生労働省福島労働局



新聞社との災害時の情報提供など相互協力に関する協定を締結

平成29年11月8日に福島県の地方紙「福島民友」を発行する福島民友新聞株式会社と災害時の情報提供など相互協力に関する以下の内容について協定を締結しました。

1. 災害時の労働・社会保険等の相談の実施に関する情報提供

福島県会が福島県等と締結する災害時の労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく活動を行うこととなった場合に、新聞等によりその活動対象となる被災者等へ速やかに情報提供を行う。

2. 高校生支援セミナーへの協力及び講師派遣

福島県会が行う高校生支援セミナー（出前授業）の際に、社労士会が行うセミナーの内容だけでなく、学校の希望によって18歳の選挙権など新聞社の社会貢献の部分で行うことができる講義をタイアップして行う。

3. 社労士の専門的知識を活かした労働社会保険諸法令の改正等の情報提供

労働社会保険諸法令の改正等において、改正のポイントや福島県内の状況も含めた情報提供について行う。また、新聞社の販売店等を対象としたセミナー等へ社労士を講師として派遣する。



左から 佐川常任理事、吉田副会長、福島民友新聞社柳沼専務、穴戸会長、蓬田常任理事、村上理事、菅沼理事

第4回復興支援講演会を開催

平成30年2月1日(木)にとうほう・みんなの文化センター（福島市）において、第4回復興支援講演会を開催しました。

講師には、「ふたばの教育復興応援団」のメンバーとして福島の子供たちの支援を続けてくださっている読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏に『県民へのメッセージ』と題して基調講演をお願いしました。

講演は、東日本大震災及び福島原発事故に関わる政治の現況や課題、そういった状況の中でも人として大切なことをご自身のお母様の教えやエピソードを交えながら、熱く、そして心温

まるメッセージをたくさんいただきました。

当日は天候に恵まれ、会員を含め278人と多くの方に聴講いただき無事終了できました。



講師：読売新聞特別編集委員 橋本 五郎 氏

昨年行われた第10回福島県地域年金事業運営調整会議の席上で厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞を受賞したエッセイが紹介されました。

会員の皆様にもぜひご一読いただきたいと存じますので、会報に掲載いたします。

福島県社会保険労務士会 会長 央 戸 宏 行

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開しております。

その一環として、中学生以上の方々を対象に、ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度とのかかわりをテーマにしたエッセイ「わたしと年金」を募集しており、平成29年度は全国から894件（福島県は6件）の応募がありました。共感することも多いと思いますので一読をお願いするとともに、来年度は皆様の身近な年金について、ぜひ応募していただきたいと思います。

東北福島年金事務所

所 長 根 本 武 明

平成29年度作品 厚生労働大臣賞 岐阜県 後藤 順 様 (60代・男性)

今も耳底に残る、カラカラカラと足踏みミシンの歯車が回る音。子供の僕の視線の先には、中古ミシンを踏む母の背中があった。「父さんの給料だけでは、人並みの生活ができない。子供だけにはひもじい思いをさせたくはない」。母はそんな独り言を常々言っていた。負けず嫌いの母は、そのために内職を始めたのだ。

駅前問屋から持ち込まれる、裁断された既製服を縫う仕事だ。部分縫いの賃仕事。十銭単位の工賃に、どれほど数を稼げるかで決まる。僕が寝ている最中でも、ミシンの音が響いた。朝早くからそうだ。

母は食事の用意や洗濯などの家事をこなし、その間に内職もする。子供の僕は、母はいつ眠るのだろうか、不安な思いをしたものだ。

父の給料日。母は父からそれを受け取るとすぐに、五つの古封筒に分ける。封筒の表には、「電気・ガス代」、「水道代」、「八百屋代」、「年金代」、「その他」と書かれてあった。その月に必ず払わねばならないと困るものばかりだ。その一つでも未払いになれば、生活に支障が生じる。父の給料プラス母の内職代が、それらに消えた。その他に少しでも入れば、貯蓄に回された。

そんな生活の中で、子供の僕には解らないことが一つあった。電気・ガス・水道代が未払いになれば供給が止められる。八百屋の支払いを遅らせれば、つけが効かず現金払いとなり、自転車操業の我が家では困ってしまう。そんな中で、年金の支払いを止めれば「その他」の封筒が増えるではないか。年金など今の直接生活に響くものではない。そんな僕の疑問に母は答えてくれた。

母は、年金を童話「アリとキリギリス」に例えた。こつこつ支払うことで、働けなくなった老後に支給されるという将来への保障。それも政府が保険者になるということ、絶対に未払いなどおきない。生命保険のように掛け捨てではないことなど、母は年金を受け取るまで働くとの意欲を見せた。「お前に生活の面倒をかけたくないからね」。その言葉に、僕は老いる運命を感じた。

母は六十歳まで内職を続けた。年金の決定通知が来た日、母の背中から、ようやく重荷が下りたのが分かった。もう、ミシン針は老眼鏡をかけないと見えない。一度、糸が切れたら通すのに拡大鏡が必要な状態だった。そんな母にも、内職の内職らしき注文があったが、年金支給が始まるとそれを断った。「生涯現役と働く人もいるけど、年金をもらえば、それを使うのが仕事さ」と、僕に元気な姿を見せてくれた。

生活費の中心は僕が担ったが、母は自分の生活費だと言って、年金の一部を僕に渡してくれた。どれほど母に支給されているのか僕は知らない。これまで母の内職代で引け目も感じることなく学校もいけたし、何不自由なく生きて来られた。その意味からすれば、母の年金の全額をすべて自分の好きなように使ってほしかった。「貧乏性だからね。使い方を知らないんだよ」。そ

んな母の微笑みが眼に焼きつく。

「良かったよ。給料や内職代を毎月封筒に小分けしたのが。今では、年金をそうしているんだ」。年金支給日に、銀行から下ろしたお金を母は楽しそうに封筒に分ける。「孫のこづかい代」、「旅行積立代」、「生活費助成代」、「老人クラブ会費」、「その他」と。その中で一番入るのはその他だ。とても裕福とは言えない年金だが、母にとっては、一生懸命働いた「御褒美」だ。自分が支払った以上の支給額に、ときに戸惑いの声をあげる。

「私はこんなに貰っていいのかな。孫の世代は大丈夫なのか心配するよ」。確かに母の気持ちは、今の若者世代の年金への不信感に近い。年金は国民共通の「互いに支え合う」精神が根底にあるのだが、少子高齢化の現実問題、年金制度が今後どのようなのか不安が過る。支給額の減額や保険料の増額は避けて通れないだろう。

だが、保険料の未納は、国民の義務としていけない。僕は自分の子供たちに口を酸っぱくして「義務」だけは果たせと忠告している。確かに、両親の生きた時代と、僕たちの時代、そして子供たちの時代から見た、将来は大きく違う。年金が五年後、十年後にどのような形になるのか判らないが、年金を基本とした老後の生活は、どの世代にもあると思う。

五十年以上前、母が「年金代」とした封筒を忘れない。あれが確実にあったからこそ、母の老後を充実させた。自助努力にも限界はあるだろうが、国民のひとりとして、年金制度を破綻させてはいけない。超高齢化と呼ばれても、この最低保障を維持していかななくては、誰が老後を守ってくれるのだろうか。母は僕に教えてくれた。

平成29年度作品 日本年金機構理事長賞 岐阜県 三井 滉大 様 (高校生・男性)

僕の父は僕が生まれてまもなく、精神障害を発症した。発症当初は症状が安定していなく、3ヶ月単位で入退院を繰り返し、仕事も休職せざるを得ない状況が、何年も続いたことを母から聞いた。一家の大黒柱である父が病気になり、物心がつくまで知らなかったが、父が仕事に復帰するまでの間、収入がゼロという現実の中、家計は火の車だったことを知った。母も家計を助けるために、僕を保育園に預け働きに出た。父の病気の急性期の状態は2年程続き、精神障害には波がある為、その後も数か月の入院をすることが度々あったという。その様な家庭状況のなか、障害年金の制度があることを母が知った。当時の父は判断能力の低下により、何かを決断することなど全く出来ず、障害年金の申請も全て母が行ったそうである。申請にあたり、家族の申立て書、医師の診断書、病院も何件かわわっていた為、発症当初の受診状況や、それぞれの病院での情報も、さかのぼって収集したことが、とても大変だったと当時を振り返って母が話してくれた。僕は小さすぎて何も知らなかったが、そんな中でもここまで育ててくれたことに感謝しなくてはいけないと思った。

障害年金の申請がこんなにも大変なことだとは知らなかったが、まず精神障害は目に見えての障害ではないことから、医師が数値や検査の結果で障害を証明することが出来ないことも難しさの一つではないかと思う。その次に、先日、年金機構の方のお話を聞いて、世代を超えてすべての方を国民年金が支えていることを知り、大切な国民の財源を受給するためには、当事者のすべての情報が必要になるのは当たり前だと思った。

母が申請したおかげで、父は障害年金を受給することができ、2年間障害年金のおかげで、僕の家族は本当に助かっていたのだ。

少子高齢化社会の現代で、老齢年金も高齢者にとって健康で文化的な生活を送るための大切な支えとなっている。公的年金は世代と世代の支え合いである。公的年金を支える現役世代が減少していることを考えると、20歳になったら公的年金制度に加入し、保険料をしっかりと納める義務を必ず守らなくてはならないと実感した。

僕の父が障害年金を受給したのは2年間のみである。その後は社会復帰し、障害と向き合いながら僕の家族を支え続けてくれている。そんな父に今年の春、新たに難病が見つかった。完治することがない病気である。治療をするためには、高額の医療費がかかり、継続的な治療をしなければ、かなり症状に苦しむことになる。そのために今、母は再び障害年金の申請手続きを始めたところである。

僕は今まで公的年金制度について何も考えたこともなく、何も知らなかった。年金制度が老齢年金のみではなく、自分の家族の支えとなっていたことを知り、国民の一人として年金制度の大切さを再認識することが出来た。

僕は父が感じている生きにくさが、少しでも無くなる社会にしていくのは、僕たち世代であると感じた。

人は必ず一人では生きて行けないし、誰かによって支えられ、また支えていることを忘れてはいけないと思った。

自分ができること…まずは20歳になったら必ず公的年金に加入することから始めようと思う。

新入会員紹介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など

1. 飯田 嘉人

2. 福島市栄町6-6-6F
税理士法人ケーエフエス

3. 平成29年9月1日

4. 開業

5. 飯田社労士事務所

6. FP、衛生管理者

7. ジョギング（仙台ハーフマラソンにエントリー

しました）

競馬（週末に少しだけ購入して楽しんでいます）

8. 今後、雇用環境・労働環境が劇的に変化していくと想定される中、非常にやり甲斐のある仕事だと感じたのと、サラリーマン時代に培った、労務対応や業務改善等のスキルを活かせると感じたため。



1. 大和田 哲也

2. いわき市平字新田前
2番地の7

3. 平成29年9月15日

4. 開業

5. 社会保険労務士大和田哲也事務所

8. 家業で労働保険事務組合を営んでおり、労働保険と併せ円滑に社会保険業を行うため社労士を目指しました。

至らない点が多々あると存じますが、研修等に参加し、自己研鑽に努めてまいりますので、ご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。



1. 遠藤 俊博

2. 会津若松市河東町
八田字漆沢15

3. 平成29年10月1日

4. 開業

5. 遠藤俊博社会保険労務士事務所

6. 行政書士・日商簿記2級

7. カラオケ

8. 労働や年金など、人が生きていく上で重要な項目に関与できる、とてもやりがいがある職業であると思い、社労士になることを目指しました。

実務経験がなく、わからないことばかりですが、日々学習で、少しでも早く諸先輩方と同じように社労士として社会に貢献していくことができればと思います。

ご指導のほど、よろしくお願いいたします。



1. ^{あか} ^{さか} ^{とし} ^{ひこ} 赤坂利彦

2. 事務所 須賀川市
卸町58番地
信栄商事有限会社内

3. 平成29年12月1日

4. 開業

5. 社会保険労務士事務所 赤坂利彦

6. 行政書士、宅地建物取引士、AFP（2級ファイナンシャルプランニング技能士）

7. 硬式テニス（競技レベルでした。）、ゴルフ（ぼちぼちレベルです）、旅行

8. 長年、某大手損保会社に勤務しておりましたが、信用金庫関連会社の保険代理店代表に転籍し、今後の人生について考えた際に「何か自分個人に社会的価値があったか？何もないのでは？」と思うに至り、「経験を活かして、自分個人が社会の役に立てる国家資格を取ろう。自分自身が何か社会の役に立てる存在になりたい」という気持ちから国家資格取得勉強を始めました。

幸運に恵まれて社労士に登録できましたので、志を忘れずに頑張ります。



1. ^{たか} ^{はし} ^{じゅん} ^や 高橋淳也

2. 福島市南沢又字道南26-8

3. 平成30年2月1日

4. 開業

5. 高橋淳也社労士事務所

6. FP 2級

7. 将棋（アマチュア四段）

8. 高校卒業まで福島市で過ごし、大学進学と同時に

に上京。以来、東京での生活をしておりましたが、昨年末に故郷に戻り、このたび入会させていただくこととなりました。これまで年に数回帰省することはありましたが、久しぶりに感じる冬の寒さにまだまだ身体が慣れない日々を過ごしております。社労士法人や日本年金機構での勤務経験はありますが、気持ちをリセットして、日々勉強していきたいと思っております。



1. ^き ^つ ^{みのる} 吉津実

3. 平成30年2月1日

4. 勤務等（その他） 会津支部

5. 玉川エンジニアリング株式会社

6. ・2級ファイナンシャル
プランニング技能士（AFP）

- ・宅地建物取引士
- ・年金アドバイザー 3級
- ・衛生工学衛生管理者
- ・2級建設業経理事務士

7. マラソン

8. 平成29年度の社労士試験に合格し、この度入会及び登録をさせていただきました。

勤務先では管理間接部門へ所属しております。就業規則の見直し、安全衛生管理、給与計算、労働保険手続きなどの実務を通じて「社労士」に興味を持ちました。

社労士としての経験はありませんが、これからたくさんの事を学び経験していきたいと思いますのでご指導の程、宜しくお願い申し上げます。

支 部 だ よ り

福島支部

- 9月11日 東北税理士会福島支部
市民無料相談会（県北士業協議会）最終打合せ会
佐川支部長、白岩副支部長出席
- 10月20日 ふくしまテルサ 出席29名
第2回支部研修会
「職場意識改善助成金」について
講師 福島労働局 雇用環境・均等室監理官 針生 達矢 様
「社労士にとっての成年後見人制度」
講師 中島真由美会員
「育児・介護休業給付金申請と事例紹介と書類作成のポイント」について
講師 佐藤 研一会員
- 11月4日 エスパル福島
市民無料相談会（県北士業協議会）
協力会員6名
相談件数5件（年金2件、その他3件）
士業全体の相談件数は96件
- 11月18日 コラッセふくしま
県北士業協議会報告会・情報交換会
佐川弘行支部長、他会員6名出席
- 12月8日 チェンバ大町
第3回幹事会
①当年度予算執行状況確認
②第3回研修会
③今後の日程（総会等）
④その他

【平成29年度支部活動状況】

社会・労働諸法令に関する唯一の国家資格者として、長期の避難による被災者の皆様の苦悩や困りごとの解決を手助けすることによって、地域の復興と被災者の皆様の生活再建と中小企業の再興を支援し、福島県の再建に寄与する為、法テラス二本松等において、被災者支援の各種相談会を継続実施している。

また、研修会においては、関係官庁からの法改正についての講義はもちろん、労務、年金等幅広いテーマについての講義を実施している。今後は「働き方改革」を更に推し進め中小企業が直面している人事・労務問題に継続して取り組んでいく。

さらに、県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応も引き続き行っている。

郡山支部

- 6月13日 第2回業務委員会 出席者：4名
9月4日 第2回広報委員会 出席者：4名
9月11日 第15回五士業合同無料相談会 第1回打ち合わせ（珍満）
出席者：大橋支部長 事務局 御代田
- 9月27日 第1回支部研修会（市民交流プラザ）出席者：36名
(1)『個人情報保護法の改正ポイント（平成29年5月30日改正）』
(2)『近年の労働法の判例を踏まえた実務上の対応』

講師：弁護士法人湊法律事務所郡山事務所

弁護士 武田 雄介 様

10月13日 第3回支部役員会（郡山市労働福祉会館）出席者：8名

- ・平成29年度 中間決算の件
- ・平成29年度 五士業合同無料相談会の件
- ・その他（県会理事会報告等）

11月6日 第15回五士業合同無料相談会 第2回打ち合わせ（ホテルハマツ）

出席者：大橋支部長 事務局 御代田
（※打ち合わせ後、新聞社訪問）

11月12日 第15回五士業合同無料相談会（イトーヨーカドー郡山店）

相談員5名派遣

社労士相談案件は3件（年金・雇用保険関係）

※社労士案件以外の方にも社労士制度をPRできる絶好の機会となっていますので、今後もこのような活動を通して引き続き、社会保険労務士制度の啓発・広報活動に力を入れていきたいと思ひます。

12月13日 第3回業務委員会 出席者：3名

2月10日 平成29年度 第2回支部研修会（予定）（市民交流プラザ）

『企業の休職制度』

講師：たむら法律事務所

弁護士 橋本 隆亮 様

会津支部

9月26日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂） 協力会員 2名

相談件数 1件

9月28日 第3回支部役員会（Dining&Cafe Loop）出席 8名

9月28日 第1回実務研修会（会津稽古堂）出席 15名

「労働相談があったとき、監督署はこう動く！」

講師：伊藤 良憲 会員

「社労士とキャリアコンサルタントのダブルライセンスについて」

講師：鈴木 庄太郎 会員

「医療機関の労務管理について」

講師：真船 茂 会員

11月22日 第2回業務研修会（会津稽古堂）出席 16名

「助成金を含む機構における業務制度解説」

講師：独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構福島支部 高齢・障害者業務課

「10月施行育児介護休業法、障害者雇用率引き上げを見据えた助成金」

講師：ハローワーク会津若松雇用保険適用課

「年金受給資格期間短縮措置等」

講師：日本年金機構 会津若松年金事務所

11月27日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂） 協力会員 2名

相談件数 1件

◎支部行事の今後の予定

1月23日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂） 協力会員 2名

2月9日 第2回実務研修会（プライダルルネッサンス中の島）

※ 研修会終了後、会津支部新年会を予定。

4月上旬 第4回支部役員会

4月下旬 平成30年度定期総会

いわき支部

いわき支部初めての試みとして、事業主向けセミナーを開催しました。ご参加いただいた企業様からは好評をいただくことができ、社労士の活用をアピールすることが出来たのではないかと考えています。次回はより多くの企業様にご参加いただけるようさらに工夫を凝らしていきたいと思います。

一方、第2回支部研修会では地元大企業の非鉄金属製錬所の見学を実施しました。企業数が少なくめったに見学できない貴重な機会となり、安全衛生・労務管理の実態に触れることができたいへん有意義でした。終了後のボウリング大会にも他支部からたくさんご参加いただき、表彰式や懇親会で大いに交流を深められました。

【実施済み（平成29年9月～平成30年1月）】

9月27日 第3回幹事会

10月 支部会報いわき第7号発行

11月 電子申請アンケート実施

11月1日 事業主向けセミナー（いわき産業創造館）参加13社（14名）

1. 「職場意識改善助成金」など

講師：福島労働局

雇用環境・均等室担当者

2. 「改正労働契約法（無期転換ルール）」

講師：いわき支部 牧野 祐一 会員

3. 「個別相談会」

島県 社会保険労務士会 いわき支部



講師：牧野 祐一 会員

11月15日 第4回幹事会

12月1日 第2回支部研修会（小名浜製錬株式会社）出席23名

1. 工場見学

2. 労務管理・安全衛生管理について

講師：小名浜製錬株式会社 担当者



小名浜製錬株式会社前にて

同日、支部レクリエーション事業「ボウリング大会」実施 参加20名



ボウリング大会の様子

12月2日 いわき五士業合同無料相談会（労働福祉会館）相談員7名、相談全40件、うち社労士担当6件



無料相談会の様子

1月19日 第5回幹事会

【今後の予定（平成30年2月～）】

3月2日 第3回支部研修会（労働福祉会館）
税制改正（配偶者控除等の見直し）、
障害年金裁定請求、改正労働者派遣
法の許可申請手続き等のテーマを予
定

4月27日（予定）平成30年度支部定時総会

【通年開催中】

いわき市無料年金・労働相談所 毎月第3火
曜日（市役所ふるさと再生課）（※東日本大震
災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

相馬支部では、相馬市での無料相談会を毎週
木曜日に実施しています。

無料相談日（予定も含む）

相談月	相 談 日
9月	7日、14日、21日、28日
10月	5日、12日、19日、26日
11月	2日、9日、16日、30日
12月	7日、14日、21日
1月	11日、18日、25日
2月	1日、8日、15日、22日
3月	1日、8日、15日、22日、29日

11月15日 相馬支部研修会（南相馬市市民情報
交流センター）

「無期転換ルールへの対応について」

「職場意識改善助成金について」

講師：福島労働局

雇用環境・均等室 針生 氏

1月25日 新年会（南相馬市 五月）

白河支部

11月12日 第1回無料相談会（白河市立図書館）

参加会員 3名

相 談 者 3名

- ・年金（定年退職後の保険料負担と年金受給額について）
- ・賃金（役職者の時間外手当、扶養手当の支給基準について）
- ・その他（売掛金回収について）

12月10日 第2回無料相談会（白河市立図書館）

参加会員 8名

相 談 者 3名

- ・年金（定年退職後の保険料負担と年金受給額について）
- ・年金（基礎年金の受給権、振替加算等について）
- ・社会保険料（算定基礎届、報酬月額変更届について）



白河市立図書館における無料相談会にて

終了後白河支部忘年会（梅寿）



白河支部忘年会にて

■平成29年活動方針

1. 白河関係行政機関との連携強化を進めていきます。
2. 各法律改正及び電子化申請に対応し研修を行います。
3. 日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて勉強会を行います。
4. 支部会員の減少傾向の中、今後の白河支部の方向を郡山支部との合併を含めて検討する。

●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(H30. 2. 1 現在)

1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 部 分	入会月日
おお ね だ 大和 哲 也	社会保険労務士大和田哲也事務所	いわき市平字新田前2-7	0246-23-6319 0246-21-1926	いわき 開 業	29. 9. 15
えん だう とう 遠 藤 俊 博	遠藤俊博社会保険労務士事務所	会津若松市河東町八田字漆沢15	0242-93-5207 0242-93-5208	会 津 開 業	29.10. 1
たか しか あき 高 坂 明 子	ベストファーム社会保険労務士法人	郡山市安積三丁目101	024-937-3072 024-937-3061	郡 山 社 員	29.11. 1
さん べい とう 三 瓶 利 博	三瓶社会保険労務士事務所	郡山市田村町御代田字中平52	024-955-3662	郡 山 開 業	29.11. 1
あか ざか とう 赤 坂 利 彦	社会保険労務士事務所赤坂利彦	須賀川市卸町58	0248-75-3507 0248-75-3517	郡 山 開 業	29.12. 1
いち じょう まさ 一 條 雅 敏	協同組合福島中小企業労務協会	福島市御山字仲ノ町103-6	024-573-7306 024-573-7307	福 島 勤 務	29.12. 1
さ かわ まこと 佐 川 誠	いわき中小企業労務協会	いわき市中岡町6-12-14	0246-63-1110 0246-63-1102	いわき 勤 務	30. 1. 15
たか かし 高 橋 淳 也	高橋淳也社労士事務所	福島市南沢又字道南26-8	090-8847-7237 024-557-2916	福 島 開 業	30. 2. 1 東京会より

吉 津 実				会 津 その他	30. 2. 1
新 村 誠	社会保険労務士法人TMC福島	福島市北五老内町 1 - 3 福島法曹ビル202	024-525-3050 024-525-3051	福 島 社 員	30. 2. 1

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区 分	退会月日
吉 田 直 志			その他	29. 9. 30 宮城会へ
佐 藤 尚 幸	磐城社労士事務所	いわき市小名浜愛宕町17-14	勤 務	29.11.17
池 田 富 男	相双社労保険事務所	双葉郡富岡町中央 2 - 45 産業会館内	開 業	29.12.15
藤 田 直 樹	社会保険労務士法人TMC福島	福島市北五老内町 1 - 3 福島法曹ビル202	社 員	30. 1. 31

3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変更月日
大 原 百 合	事務所所在地	須賀川市西山寺町76 コーポサンリツⅡ205号	29. 8. 19
松 本 東 海	FAX番号	0244-24-1542	29. 8. 28
鈴 木 留 美	事務所所在地・電話番号	社会保険労務士法人ステラコンサルティング福島支社 須賀川市山寺町138番地 第3司コーポ205号 TEL 080-4852-6777	29. 9. 1
荒 明 健	事務所所在地・電話番号・FAX番号	南相馬市原町区本町 1 - 33 TEL 0244-24-4225 FAX 0244-26-1091	29.10. 1
松 本 麻衣子	事務所所在地・電話番号・FAX番号	いわき市平字大工町11-1 TEL 0242-38-3395 FAX 050-3488-0894	29.10. 1
渡 邊 金 治	事務所所在地	郡山市朝日町 3 丁目 5 - 3	29.11. 1
柿 利 昭	勤務先名称	税理士法人荒井会計事務所	29.11. 1
相 楽 達 也	勤務先名称	税理士法人荒井会計事務所	29.11. 1
熊 田 考 展	勤務先名称	税理士法人荒井会計事務所	29.11. 1
吉 田 守	FAX番号	0241-27-3129	29.11.13
横 山 弘 明	事務所所在地	郡山市八山田 7 丁目 20 番地	29.12. 4
鈴 木 智 洋	勤務先所在地	郡山市八山田 7 丁目 20 番地	29.12. 4
佐久間 眞智子	勤務→開業	佐久間社会保険労務士事務所 須賀川市小作田字梨子の木内14 TEL 080-3339-0620 FAX 0248-79-2178	30. 1. 1
高 橋 俊 一	事務所所在地	福島市三河南町 1 番20号コラッセふくしま 6 階 福島駅西口インキュベーションルーム内	30. 1. 5
秋 本 浩 志	事務所名称・所在地	社労士事務所Green いわき市平字作町 3 丁目 4 - 10	30. 2. 1
齋 藤 大 介	法人の社員→その他		30. 2. 1

会則第44条に規定する会員に対する注意勧告

氏 名	小 沼 淳 一
登 録 番 号	07060014
事 務 所 名 称	リーガル社会保険労務士事務所
事 務 所 所 在 地	会津若松市東栄町2-78
注意勧告年月日	平成29年12月7日
内 容	注意勧告
理 由	貸金の債権に関する代理に関与した疑いがあり、社会保険労務士法第2条第4項に違反するおそれがあるため。

編 集 後 記

ファビング (phubbing) という言葉があるらしい。電話のフォン (phone) と無視するという意味のスナビング (snubbing) を合成した造語で、スマートフォンをはじめとするモバイル端末に熱中するあまり、現実社会で居合わせている人へ意識を向けず、コミュニケーションが阻害されてしまっている状況を指すようだ。昨年末に起こった元横綱・日馬富士の傷害事件の引き金もこの「ファビング」だったらしい。スマートフォンなどの携帯端末もどんどん進歩し、また新しいコミュニケーションツールによってコミュニケーションの形も変わっていくのだろうが、現時点においてファビングという行為は非礼にあたると思う。

翻って自分はというと、目の前に相手がいる場合は、相手の許可を得てから着信をチェックし電話に出るようにしているつもりだが、無意識のうちにファビングしているケースもあるかもしれない。

つい先日こんな場面があった。ある会合に出席したが、どうも周りに居合わせている方と年代も違うため話が弾まず、意図的にファビングしている自分がいた。(汗) (K. K)



2月26日(月)

10:00~11:50

ビッグパレットふくしま

アナログな情報管理は辞めて、今こそクラウドへ！

助成金申請や障害年金進捗管理、ちゃんとできていますか？
期限間近で「ハッ！」とした経験ございませんか？
業務日報付けていますか？ メンバーは効率的に働いていますか？

導入実績 7000社以上

士業での導入、1年で150事務所以上
仙台営業所から福島県を支援します！

サイボウズの **kintone** にお任せください！

進捗管理

申請に必要な資料の受領チェック
立替などを含めた報酬金管理

期限管理

次回更新月や期限設定を
行った際の「アラート機能」

日報管理

メンバーの活動を記録
どのような業務、顧客に
何時間費やしているかの工数管理

サーバー不要、初期費用なし、月1,500円/ユーザー で始められる 国産クラウド **キントーン**



サイボウズ株式会社
〒103-6024 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー 27階
営業担当: 岩崎 S29 03-4306-0801
<https://kintone.cybozu.com/jp/>

38万人以上が使っている市場No.1勤怠システム

Touch On Time に

待望の **レンタルプラン** が始まりました！

有線・無線・オフライン
生体認証(指紋)
打刻忘れ防止
パソコン不要



“買う”か
¥89,800

レンタルプラン でご利用ください！
・専用端末を使いたい方
・初期費用を抑えたい方

“借りる”か
¥2,200/月

・とりあえず使ってみたい方
・他社と比べたい方

シェア
No.1 **クラウド型 勤怠管理システム**
Touch On Time

30日間 無料お試し実施中

お問い合わせ **株式会社 デジジャパン**
担当: 美世 (ミセ)
TEL: 03-5579-0381
〒135-0091 東京都港区台場2-3-1
トレードピアお台場22F

会報 社労士ふくしま No.109

平成30年2月16日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 宍戸 宏行

編集 広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社

全国 2000 以上の社労士事務所でご利用頂く信頼と実績 社労士業務支援システムのスタンダード

社労夢の電子申請はお陰さまで230万件突破

電子申請 業界シェアNo.1

(*クラウド型社労士業務支援システム)

- 最短3クリックで簡単に電子申請が可能
- 送受信状況の一括管理が簡単で便利
- 公文書はファイル名をつけなくても一覧表に自動ファイリングが可能



使いやすさとお手頃価格を実現した「ネットde社労夢Lite」をリリース

230万件の電子申請をお手伝いした社労夢の簡単操作をそのままに、より多くの皆様に電子申請を進めて頂けますよう廉価版のご提供を開始します。

「ネットde社労夢Lite」の資料請求はこちら

<http://www.mks.jp/fs2/>

1LCご利用限定廉価版

月額 10,000円

初期費用 50,000円

- 社会保険 ● 雇用保険 ● 労働保険個別 ● 給与計算 ● 報酬請求
 - 外部事務組合委託 ● クラウド ● 1LC限定 ● API連携電子申請
 - マイナンバー対応 ● ヘルプデスク ● バージョンアップ
- 表示価格は全て税別です。 ●事務組合、労災給付は含まれません。 ●事業所数、従業員数の制限はございません。

東京オフィス

〒105-6015 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 15F
お問合せはこちら → TEL: 03-6895-0991

MKS 株式会社 エムケイシステム
<http://www.mks.jp/company/>

社会保険労務士
サポートシステム

PSD社会保険労務士

電子申請API対応

『マイナンバー管理』・『e-Gov 電子申請 API』・『大規模 LAN』・『給与ソフト連動』
— 給与ソフトと連動し、申請書をかたん作成！離職証明書も手早く電子申請可能です —
＜ご使用の給与ソフト＞

- 給与奉行
- OPCA給与
- 給与大臣
- OMJSLINK
- 弥生給与
- 給与KID
- 給料王

データ連動
社員マスタ
給与データ
賞与データ



＜PSD 社会保険＞



＜申請書作成＞

e-Gov
＜電子申請 API＞
＜印字＞

個人番号
の利用を
自動記録

機能
概要

- ・「社会保険」・「雇用保険」・「労災保険」・「労働保険申告」
- ・「電子媒体申請」・「一括有期」・「データ連動」
- ・「電子申請 (API)」 → 一括送信の他、申請後の進捗確認～公文書ダウンロードまでがソフトの操作で可能です

申請日	申請内容	申請先	申請金額	申請回数	申請結果
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功
2018/01/01	雇用保険被保険者異動届出	雇用保険被保険者異動届出	75,000	10000	成功

＜個人番号 取扱い記録＞

資料請求・お問い合わせはお気軽にどうぞ



株式会社パシフィックシステム

〒106-0044 東京都港区東麻布 1-5-8 麻布保坂ビル TEL03 (5572) 6700 FAX03 (5572) 6701

<http://www.psd-soft.com/sr>

【新しいチャレンジ、さらなる躍進】日本シャルフは、全国の社労士様と共に、常に進化しています！

すべてが一元化されたオールラウンドのシステムでありながら、
様々なシーンに合わせて選択ができる！

社労法務システム



事務所の規模に合わせて選択可能

- エントリー (開業すぐ)
- エントリーEXT (小規模)
- メガ (スタンダード) (中～大規模)

やりたい業務に合わせて選択可能

(ASPはフル装備)

- シャロット … 1・2号業務 / 電子申請も可能
- キュール … 給与や賞与・年末調整も
- ジームック … 事務組合年度更新はこれで！
- セーキス … 顧問先への請求書も一元化

WEB勤怠管理やWEB明細・ WEB源泉徴収票も合わせて！

提携サービスと連携し、システムから作成した
データをワンクリックでアップ完了！勤怠管理も、
様々なシフトや設定に対応可能。

クラウドもオンプレミスも選択可能

- ASPクラウドシリーズ 時間や場所を選ばない
- オンプレミスシリーズ データを社内で管理

マイナンバーも管理も一元化！

- 社労法務Connect
マイナンバーも安全に保管でき、
業務にそのまま利用可能。
- マイナンバーAPI連携
セコムをはじめ提携マイナンバー保管
サービス利用でも、そのままマイナンバーを
申請時に利用可能。

さらに顧問先と繋がる機能も！

メールやファックスは不要！社労法務ワークでは、
顧問先が情報を入力することにより
データを収集することが可能。



日本シャルフ
"The Leader in Business Management!"

● 本社 / 〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30
● システムサポート / 〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2
[初期導入サポートダイヤル]
Tel.050-6864-6636 ✉ spmail@shalf.jp

詳しくはwebサイトで! <http://www.shalf.jp>

日本シャルフ

検索

facebookでも情報発信中!
<https://www.facebook.com/nihonshalf>



<https://www.facebook.com/yokosha.printing/>

陽光社は
未来につながる
エコ活動に
取り組んでいます



YOKOSHA
New Qualityの世界へ
陽光社印刷株式会社

本社 / 福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420
東京連絡所 / TEL03-3352-7873
郡山連絡所 / TEL024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp <http://www.yokosha.co.jp>



エコアクション21
環境省
認定番号00000015

エコアクション21 福島県認証第1号

10190130(07)

社労士業務をしっかりと応援!! Click'sの5Service.

SERVICE 1

各保険手続き・給与計算・事務組合・電子申請まで。
他の追随を許さない、圧倒的コストパフォーマンス!!

ろっむ in One

定価150,000円(税別)

無料の体験版をご用意!!
ぜひお試しください!!

「電子申請API」
「マイナンバー」
対応

カンタン・一括
電子申請OK!!



詳しくはこちらへ▶▶▶ <http://www.click.ne.jp>

SERVICE 2

クラウドを活用してマイナンバーを正確・効率的かつ安全に取得し保管。
管理に対するリスクの低減と業務対応の効率化を同時に実現。

ろっむ in One 対応

マイナンバー収集・保管サービス

マイナ・キーパー



さまざまな収集方法に対応 セキュアな環境で保管・運用 各種システム連携・効率アップ

詳しくはこちらへ▶▶▶ <http://www.click.ne.jp/top/mynoino/>

SERVICE 3

これからは、「Web」は
ケータイ・スマホで見る時代。
紙の給与明細に比べ、
時間や手間を大幅カット!!

Web給与明細書配信システム

Pay-Look

圧倒的な
コスト削減効果!!

月々30円(税別)/人/1帳票

<https://www.pay-look.com>

SERVICE 4

月々2,900円(税別)の
低コストで、大事なデータを
万一の事態からしっかり守る!

データお預かりサービス

SecureBank



保存も復元もワンクリックでOK! セキュアバンクは大切なデータを安全なクラウド環境もと、東京または沖縄の強固なデータセンターに保管します。

<http://www.securebank.jp>

SERVICE 5

月々1,200円(税別)で、
どこでもあなたのオフィスに。
会社にあるPCを、
モバイル端末で遠隔コントロール!!

AnyClutch Remote



<http://www.anyclutch.jp>



株式会社クリックス

Click's Corporation

〒143-0015 東京都大田区大森西 3-31-8 ロジェ田中ビル6F

クリックス

検索

TEL:03-5753-1571

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士 賠償責任保険制度

加入の
ご案内

(社会保険労務士賠償責任保険・情報漏えい保険(特約加入))

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償**するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した**争訟費用(弁護士費用など)等も補償**します。

NEW! 情報漏えい保険「**ライトプラン**」を**新設**しました!!

「情報漏えい保険(特約)」は
**マイナンバーの漏えいにより
生じた損害についても補償いたします。**
是非ご加入をご検討ください!

2017年11月1日現在

全国で**16,851**名の

開業社会保険労務士が**加入!**

保険に加入したことで、安心して社会保険労務士業務
を遂行出来ると多くの方から好評をいただいております。

保険期間は**2017年12月1日午後4時から
2018年12月1日午後4時までの1年間**です。
毎月中途加入(毎月25日必着、翌月1日補償開始)も受け付けております。

全国社会保険労務士会連合会

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険および情報漏えい保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。
詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問合せ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

<http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページ

ログインID: 2015sr
パスワード: 4873hoken

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

2017年9月作成 17-T05524